

これ1冊で、計算できる！ 計画できる！ 申請できる！

平成29年4月施行！ 社会福祉充実計画 策定ハンドブック

監査法人長隆事務所 編集 公認会計士／税理士 鈴木 稔巳 著者代表

B5判・216頁 定価 本体2,300円+税

平成29年4月施行！

社会福祉充実計画 策定ハンドブック

監査法人長隆事務所
編集
公認会計士／税理士 鈴木 稔巳
著者代表

改正社会福祉法で新たに導入された「社会福祉充実計画」にどう取り組むべきか。
基本から応用まで懇切に解説している本書は、
社会福祉法人にとって何よりの道標になるだろう。

一般社団法人 医療介護福祉政策研究フォーラム理事 中村秀一
(元厚生労働省社会・援護局長)

第一法規

じっくり知りたい方は

「社会福祉充実計画の承認等に
係る事務処理基準」と解説で
体系的に把握

【2】活用可能な対象の算定

活用可能な財産は、貸付対価に計上された資産の合計額から負債の合計額、基本
金及び臨時剰当金等特別剰当金を控除して得られた額となります。なお、この金額が
ゼロ以下であれば、社会福祉充実計画を策定することはできませんので、これ以降の
計算は不要となります。

活用可能な財産 = 資産の合計額 - 負債の合計額
 基本金
 臨時剰当金等特別剰当金

【3】社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の算定

① 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等
 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等は、財産目録により特定した事業
 対象不動産等に係る貸付対価の合計額から対応基本金、臨時剰当金等特別剰立
 当金及び対応負債を控除した額となります。
 なお、この計算の結果がゼロ以下となる場合には、社会福祉法に基づく事業に活
 用している不動産等はゼロ円として社会福祉充実計画の計算を行います。

社会福祉法に基づく
事業に活用している
不動産等 = 財産目録により特定した
事業対象不動産等に係る
貸付対価の合計額
 ② - 対応基本金
 ③ - 臨時剰当金等特別剰当金
 ④ + 対応負債

③ 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸付対価の合計額
 財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸付対価の合計額は、具体
 的には、「社会福祉充実計画策定シート」(pp.172-173参照)で、

【表】社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等としての貸付対象となるもの

貸付対象 の区分	大区分		貸付対象 の区分
	貸付対象 の区分	貸付対象 の区分	
不動産	土地	建物	土地
動産	船舶	船舶	船舶
債権	貸付金	貸付金	貸付金
有価証券	有価証券	有価証券	有価証券
権利	権利	権利	権利
ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェア
その他	その他	その他	その他

④ 控除対象財産の留意事項

財産のうち、定期預金及び投資有価証券については、法人設立の要件と
 する基本財産の範囲内でしか控除対象とはなりません(社会福祉法
 施行令第100条又は10000円、社会福祉法施行令第100条又は10000円は
 又は所轄庁が定める額)。
 社会福祉事業等に活用していない土地、建物、原則として控除対象と
 ませんが、社会福祉充実計画の策定を行う会計年度の翌年度に具体

Q.8

寄付により設置された積立資産は控除対象財産になりますか？

原則として、任意で設置された積立資産(積立金)は控除対象財産とはなりません。
 ただし、寄付や補助金等により設置された積立資産については、寄付者の意向や補助
 要綱など、法人以外者により使途・目的が特定されていますので控除対象財産とな
 ります。

Q.9

社会福祉充実計画額が10万円程度の少額であっても、社会福祉充
 実計画を策定する必要がありますか？

社会福祉充実計画は、1万円未満は切り捨てとなりますので、算定した結果が1万
 円未満であれば、社会福祉充実計画はないこととなります。この場合には社会福祉充
 実計画の策定は不要となります。社会福祉充実計画が1万円以上の場合は、社会福
 祉充実計画が存在することになりますので、原則として社会福祉充実計画を策定しな
 ければなりません。ただし、計画の策定に係る費用が社会福祉充実計画を上回るこ
 とが明らかなる場合には、事實上、社会福祉充実計画の実施が不可能であることから、
 社会福祉充実計画を策定しないことができます。

- ◆社会福祉充実残額の算定から計画の承認までの実務をこれ1冊でサポート!
- ◆平成29年2月に公表された「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A(vol.1)」も完全収録!
- ◆社会福祉事業の充実のための最先端の投資事例13件(ICT技術、介護ロボット、人材育成他)を紹介!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
http://www.daiichihoki.co.jp

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1編 社会福祉充実計画策定の実務

■社会福祉法人制度

1. 社会福祉法人の成り立ち
2. 民間企業等との競合
3. 社会福祉法人を取り巻く環境

■社会福祉法の改正

1. 社会福祉法の改正
2. 改正の概要

■社会福祉充実計画の策定実務

1. 社会福祉法人の責務
2. 社会福祉充実計画の概要
 - [1] 社会福祉充実計画とは
 - [2] 社会福祉充実残額と社会福祉充実計画の策定
 - [3] 策定単位
 - [4] 記載事項
 - [5] 社会福祉充実残額の使途と検討すべき事業の優先順位
 - [6] 社会福祉充実事業
 - [7] 地域公益事業
 - [8] 社会福祉充実計画の策定手順
 - [9] 社会福祉充実計画の実施期間
 - [10] 社会福祉充実残額の範囲の特例
3. 社会福祉充実計画の具体的な策定手続き
 4. 財務の専門家への意見聴取
 5. 社会福祉充実残額の算定
 - [1] 社会福祉充実残額とは
 - [2] 活用可能な財産の算定
 - [3] 社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の算定
 - [4] 再取得に必要な財産の算定
 - [5] 必要な運転資金の算定
 - [6] 計算過程に関する書類の保存
 - [7] 社会福祉充実残額算定シート
 6. 社会福祉充実残額の計算例
 - [1] 財産目録シートの入力例
 - [2] 社会福祉充実残額算定シート (入力例)
 - [3] 社会福祉充実残額の計算例
 - [4] 社会福祉充実計画の記載例

■社会福祉充実計画策定実務のQ&A

【社会福祉充実残額の算定】

- Q1 社会福祉充実残額の算定は施設単位で算出するのでしょうか？ 法人全体で算出するのでしょうか？
- Q2 社会福祉充実残額はいつ時点で算定するのでしょうか？
- Q3 控除対象財産には、法人本部の事務所の土地、建物、設備も含まれますか？
- Q4 車両は控除対象財産になりますか？
- Q5 人件費積立金、修繕積立金は控除対象財

産になりますか？

- Q6 退職金のための資金は控除対象財産になりますか？
- Q7 将来、施設を建設する予定の土地は控除対象財産になりますか？ 他

【社会福祉充実計画の策定】

- Q13 社会福祉充実計画に位置付けるべき事業のうち「社会福祉事業」の具体例を教えてください。
- Q14 社会福祉充実残額を職員の給与の増額や賞与に充ててもよいのでしょうか？
- Q15 「地域公益事業」と「公益事業」の違いは何ですか？
- Q16 社会福祉法人の責務となっている「地域における公益的な取組」と「地域公益事業」の違いは何ですか？
- Q17 社会福祉充実計画の再投下対象とならない「収益事業」とは何ですか？
- Q18 介護保険事業で社会福祉充実残額が生じた場合には、介護保険事業に使わなければならないのでしょうか？ 保育所や障害福祉サービスに再投下してもよいのでしょうか？
- Q19 社会福祉充実計画の実施期間は決まっていますか？ 他

【社会福祉充実計画の申請】

- Q29 社会福祉充実計画案はいつまでに申請すればよいのですか？
- Q30 社会福祉充実計画が承認されないこともあるのでしょうか？
- Q31 社会福祉充実計画に特別養護老人ホームの新設を盛り込む場合は、事前に所轄庁とすりあわせを行う必要がありますか？
- Q32 特別養護老人ホームの新設を盛り込んだ社会福祉充実計画が承認されれば、特別養護老人ホームの設置が認可されたことになるのでしょうか？
- Q33 事業区域内に複数の社会福祉法人があり、社会福祉充実計画の事業内容が重複する場合には、所轄庁から調整を求められることがありますか？
- Q34 複数の地域で事業を実施している法人は、全ての地域で社会福祉充実計画の承認申請を行わなければならないのですか？
- Q35 どの地域で社会福祉充実事業を実施してもよいのでしょうか？

【社会福祉充実計画の実施・変更・終了】

- Q36 財務状況の悪化によって、社会福祉充実計画を実施するための社会福祉充実残額が不足する事態となった場合はどうすればよいですか？
- Q37 特段の理由がなく社会福祉充実計画を実施しなかった場合に罰則はありますか？
- Q38 社会福祉充実計画上の実施期間中に社会福祉充実事業が終了できない場合にはどうなるのでしょうか？
- Q39 「軽微な変更」は、所轄庁に届け出ればよいということですが、どこまでが軽微な変更なのですか？
- Q40 社会福祉充実計画が終了した時点で、社会福祉充実残額が残ってしまった場合にはどうすればよいですか？

第2編 社会福祉事業の充実のための投資事例

今、社会福祉法人はどこに資金を投下すべきか

■事業継続・リスクマネジメント

感染症対策

- 〈事例1〉除菌・消臭「スーパー次亜水衛生管理システム」
- 〈事例2〉空気殺菌装置「エアロシールド」

見守り・転倒転落予防

- 〈事例3〉離床センサー内蔵ベッド「カリストエールシリーズ」
- 〈事例4〉転倒予防「前後安心車いす 転ばないイス」

災害対策

- 〈事例5〉LPガス非常用発電設備「LEGシリーズ」

施設・設備の充実・強化

- 〈事例6〉高効率設備（空調・給湯）
- 〈事例7〉多床室のプライバシー保護「準個室ユニット®FX」

■職場環境改善

職員腰痛予防

- 〈事例8〉天井走行式リフト「ホスピタルリフト」
- 〈事例9〉移乗介助（装着型）「介護用マッスルスーツ」

業務効率化

- 〈事例10〉高齢者施設向け介護カルテシステム「ちょうじゅ」

人材育成

- 〈事例11〉医療・介護人材育成システム「楽ちんキャリアアップ」

仕事と子育ての両立支援

- 〈事例12〉事業所内保育所

■地域包括ケアシステム

医療・介護連携ネットワークシステム

- 〈事例13〉医療・介護・生活支援一体型システム「Personal Network ぼるな」

第3編 資料

- 社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年1月24日 雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号）（別添）社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準
- 「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について（平成29年1月24日 社援基発0124第1号）（参考）社会福祉充実残額算定シート（案）（1月24日時点版）
- 「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A（vol.1）」について（平成29年2月13日 事務連絡）（別添）社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A（vol.1）

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!